

# 高松市平和公園合葬式墓地募集要項



ページ

1	施設紹介	1
2	申込みから使用開始までの主なスケジュール	2
3	使用者の資格要件（※特に注意してお読みください）	2
4	申込方法	3
5	資格審査	3
6	使用料の納入	3
7	使用許可証の交付	4
8	墓地使用上の制限	4
9	位置図・墓園までの案内	5
10	納骨壇使用許可申請書	6

申込みは、随時、受け付けます。

必ず、高松市役所 市民やすらぎ課まで御持参ください。

郵送での提出はできません。

## 1 施設紹介

高松市では、三谷町及び池田町にまたがる平和公園内に新しい形の墓地として、「合葬式墓地」を整備しています。

### 1 趣旨

少子化や高齢化が進み、家族等の身内や縁故者がなく、また、おられても遠方に住んでいるため、納骨した後のお墓の維持管理が困難な場合や、亡くなった後の納骨場所に不安を持たれる場合等に、使用していただくための墓所として整備しました。

### 2 特色

- ・生前に自己のための墓所として申し込むことができます。
- ・個人又は夫婦用の墓所として利用できます。

### 3 埋蔵方法

焼骨は使用許可を受けた日から20年間（最大10年の延長制度あり）、地下に設置された埋蔵室内の納骨壇（棚形式）に骨壺に入れた状態で埋蔵され、その後は、他の焼骨とともに合葬室に永代に埋蔵されます。

### 4 参拝方法

参拝は、合葬式墓地の地上に設けた参拝所で自由に行うことができます。献花台を設けておりますので、焼香や献花も行うことができます。また、管理事務所に電話等で事前に申込みをすれば、埋蔵室で直接参拝を行うことができます（埋蔵室内での献花、灯明、焼香などはできません。）。

○連絡先：平和公園管理事務所 香川県高松市三谷町2851番地1

TEL：（087）889-0938

### 5 合葬式墓地概要

敷地面積 約2,500㎡

施設 地下式の埋蔵室・合葬室と地上部分の参拝所・モニュメント・植栽・遊歩道・多目的広場等により構成されています。

参拝時間 埋蔵室内での参拝は、午前10時から午後4時までとします。

管理事務所閉館日（水曜日及び12月29日から1月3日）は埋蔵室内での参拝はできません。



## 2 申込みから使用開始までの主なスケジュール

<p>申込み (随時受付)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3 使用者の資格要件」を確認の上、申請書と必要添付書類を持参により提出してください。 (郵送による申請は受付できません。)</li> </ul>
<p>資格審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込受付後、書類による資格審査を行います。 審査結果については後日通知をし、審査を通過した方には、使用料の納入通知書を同封します。</li> </ul>
<p>使用料の納入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入通知書に記載の納期限までに使用料を納入してください。 納期限までに納入されない場合は、申込みを辞退したものとみなします。</li> </ul>
<p>使用許可 (許可証の交付)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可日は使用料の納期限の日の翌日となります。</li> <li>・使用許可証は、使用料の納入を確認後交付しますので、市民やすらぎ課に使用料の納入通知書兼領収書を御持参ください。</li> </ul>

## 3 使用者の資格要件

次の要件を満たしていない場合は、使用許可を受けることができません。

資格要件	
<p>焼骨をお持ちの場合</p>	<p>次のアからエに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 本市に住所を有すること。</p> <p>イ 焼骨の祭祀を主宰すべき者であること。</p> <p>ウ 現に平和公園墓園内の墓所及び市が管理する他の墓地・墓地公園の墓所の使用権を有していないこと。</p> <p>エ 2体用の納骨壇の使用許可を受けようとする場合にあっては、次のいずれかに該当すること。</p> <p>① 死亡者の焼骨及びその配偶者であった者(届出をしなかったが事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。②において同じ。)の焼骨の埋蔵を目的としていること。</p> <p>② 配偶者であった者の焼骨の埋蔵及び自己のために使用することを目的としていること。</p>
<p>生前申込みの場合</p>	<p>次のアからウに掲げる要件を満たすこと(上欄エ②に該当する場合を除く。)</p> <p>ア 本市に住所を有すること。</p> <p>イ 現に平和公園墓園内の墓所及び市が管理する他の墓地・墓地公園の墓所の使用権を有していないこと。</p> <p>ウ 2体用の納骨壇の使用許可を受けようとする場合にあっては、配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のために当該納骨壇を使用することを目的としていること。</p>

#### 4 申込方法

納骨壇使用許可申請書に必要事項を記入し、次の必要添付書類を添えて市民やすらぎ課墓園係まで持参してください。

施設等についての説明を受けてから申込みをしていただきますので、郵送による提出は受付できません。

(必要添付書類)

添付書類		1 体用		2 体用	
		焼骨あり	焼骨なし (生前申込)	焼骨あり	焼骨なし (生前申込)
①	申請者の住民票の写し (本籍地記載のある、交付から3か月以内のもの)	○	○	○	○
②	埋火葬許可証(原本)又は改葬許可証(原本)	○	—	○	—
③	死亡者と申請者との続柄を証明する書類 (戸籍謄本等)	○	—	○	—
④	申請者とその配偶者の続柄を証明する書類 (住民票等)	—	—	—	○
⑤	祭祀を主宰すべき者であることを証明する書類	○	—	○	—

なお、申込みにあたっては、「納骨壇使用許可申請書」(6ページ)以外の用紙による申込みは無効です。申請書の記載内容が不明確(記入漏れ等)である場合は、無効となります。不明な点等がある場合は、市民やすらぎ課までお問い合わせください。

#### 5 資格審査

申請者について、使用許可を受けることができる資格の有無を確認するため、申込時に提出された書類により審査を行います。

#### 6 使用料の納入

使用料(永代)は、**1体用 10万円**、**2体用 20万円**です。管理料は必要ありません。

書類審査にて使用許可を受ける資格があると認められた方には、資格審査結果通知に同封して使用料の納入通知書を送付しますので、納期限までに納入通知書裏面に記載のある金融機関で納入してください。

納期限までに 納入されない場合は、申込みを辞退したものとみなします。

なお、納入した使用料は返還することができません。

ただし、使用許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに、納骨壇を原状回復し返還した場合は、納骨壇の使用・未使用を問わず、既納の使用料の2分の1の額を返還します。

#### 7 使用許可証の交付

使用許可証は、使用料の納付を確認した後に交付しますので、市民やすらぎ課に使用料の納入通知書兼領収書を御持参ください。

使用許可日は、使用料の納期限の日の翌日となります。

## 8 墓地使用上の制限

### 1 納骨

- ① 納骨壇への納骨は使用者自ら行ってください。

使用期間の満了まで納骨されず、使用期間満了後に納骨する場合は、直接、合葬室へ埋蔵することになります。

合葬室への直接埋蔵は、管理事務所職員がお骨を預かり、後日行います。

- ② 納骨壇への納骨又は合葬室に埋蔵するお骨の持参の際は、平和公園管理事務所職員が立ち回りますので、遅くとも一週間前までに、納骨等の日時を市民やすらぎ課までご連絡ください。

納骨壇への納骨又は合葬室へ埋蔵するお骨の持参は、平和公園管理事務所開館日の午前10時から午後4時まで行うことができます。

ただし、管理事務所閉館日（水曜日及び12月29日から1月3日）は埋蔵できません。

- ③ 納骨壇及び合葬室には、使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができます。埋蔵する焼骨は、次の基準に適合した容器に納めてください。

(ア) 幅は20センチメートル以下、高さは32センチメートル以下、奥行きは32センチメートル以下であること。

(イ) 材質及び外装は焼骨の埋蔵に適したものであること。

なお、木箱等は取り外し、納骨は焼骨の容器のみとしてください。遺影や位牌等を入れることはできません。

- ④ 自己のために使用することを目的に納骨壇の使用許可を受けた方は、その死後においてその焼骨が納骨壇に埋蔵されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。

### 2 納骨後の焼骨について

納骨壇の使用許可に係る焼骨は、使用許可の日から20年を経過する日までの間は、納骨壇に埋蔵され、その後は、合葬式墓地内の合葬室において永代に埋蔵されます。

合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、納骨壇に埋蔵されている焼骨を他の墓地等に改葬する場合に限り返還します。なお、合葬室へ埋蔵後は、返還できません。

### 3 使用期限の延長

納骨壇使用者は、使用期間の満了の日の属する月の2ヶ月前の月の末日までに市長に申請すれば、市長の許可を受けて、次に定める期間の範囲内で、納骨壇の使用期間を延長することができます。

(延長可能な期間)

使用許可に係る期間の満了の日の翌日から、焼骨を埋蔵した日（2体用の納骨壇にあっては、いずれか遅い日）から20年を経過する日又は当該使用許可の日から30年を経過する日のいずれか早い日までの間。

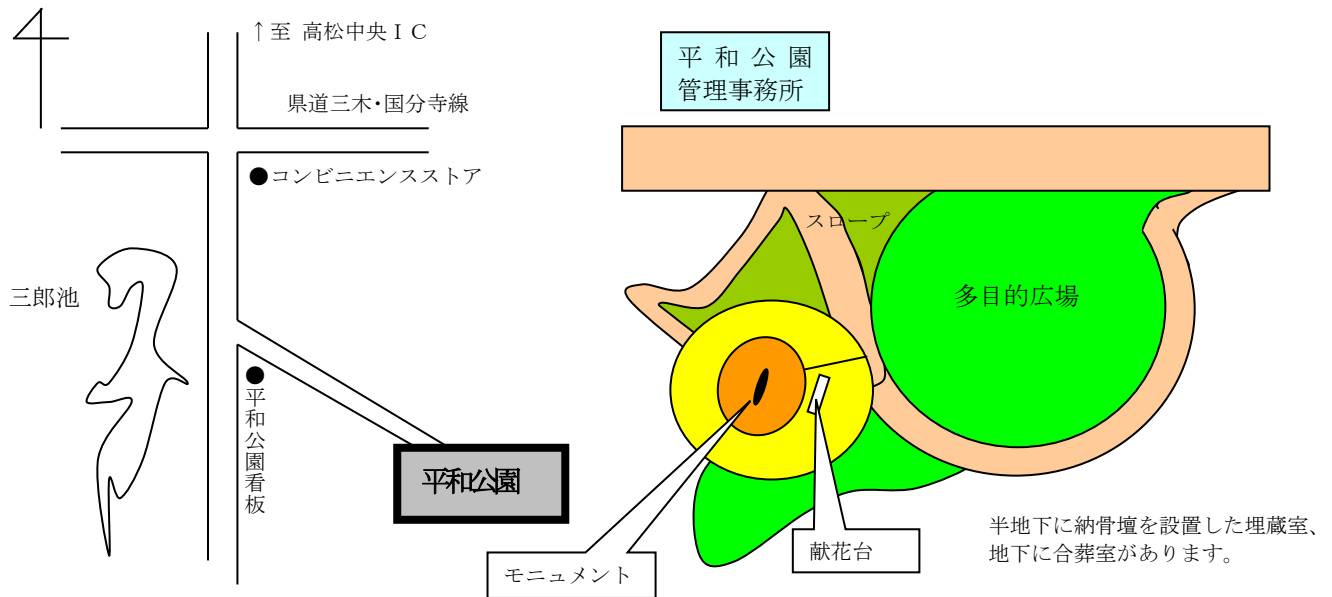
(延長に係る使用料)

1体用 延長期間1年につき 5,000円

2体用 延長期間1年につき 10,000円

## 9 位置図・墓園までの案内

### 平和公園位置図



【所在地】 香川県高松市三谷町2851番地1

#### 【公共交通機関利用の場合】

ことでん 琴平線 仏生山駅下車、タクシー利用。

(ことでん仏生山駅から平和公園墓園までの距離：およそ5.5km)

#### 【問い合わせ先】

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所11階 市民やすらぎ課

TEL (087)839-2273

令和 年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

㊟

連絡先

納骨壇使用許可申請書

次のとおり納骨壇を使用したいので、高松市墓地公園条例第8条第1項の規定により申請します。

1 墓 園 名	高松市平和公園墓園		
2 使用納骨壇	第 番 ( 体用)		
3 使用料	円		
4 死亡者又は生前予約の者	1	氏名	焼骨・生前
	2	氏名	焼骨・生前
5 添付書類	(1) 住民票の写し (2) 埋火葬許可証又は改葬許可証(焼骨保持の場合に限る。) (3) 死亡者と申請者との続柄を証明する書類又は祭祀を主宰すべき者であることを証明する書類(焼骨保持の場合に限る。) (4) その他市長が必要と認める書類		